

環境法政策レポート

DAIKAN

CONTENTS	「環境法政策を読む」	・・・	1
	2017年8月25日から2017年9月24日までに公布された主な環境法令	・・・	3
	2017年8月25日から2017年9月24日までに公表された今後施行を予定されている主な環境法令	・・・	3
	2017年8月25日から2017年9月24日までの主な行政情報	・・・	3
	2017年8月25日から2017年9月24日までの主な裁判情報	・・・	7
	2017年8月25日から2017年9月24日までの主なニュース	・・・	7

「環境法政策を読む」有害使用済機器の規制 1

有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会

第1回検討会

平成29年6月に成立、公布された廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正法では、**使用済電気電子機器等の保管又は処分を業として行う者に、都道府県知事への届出、処理基準の遵守等を義務付ける**とともに、違反があった場合等における改善命令の対象として追加する等の措置を講ずることとされた。これら機器の保管状況、有害性等の実態を詳細に把握し、その実態に応じた適切な保管等のあり方について検討を行うことを目的として本検討会が開始された。

平成30年初めの取りまとめを目指し、3回程度開催される。9月4日第1回は、有害使用済機器の指定及び基準等の考え方について検討された。

□ 改正廃棄物処理法第17条の2にかかる政省令規定事項

	政省令に規定すべき事項	検討事項
1項	有害使用済機器の指定（政令事項）	有害使用済機器の範囲
	適用除外の者（省令事項）	有害使用済機器の保管等に関する届出制度のあり方
	有害使用済機器の保管等の届出（省令事項）	
2項	有害使用済機器の保管及び処分に関する基準（政令事項）	有害使用済機器の適切な保管等のあり方
6項	その他必要な事項（政令事項）	

1. 有害使用済機器の指定

整備方針（案）

対象機器：家電4品目、小型家電28品目をすべて指定

指定する機器の単位：品目単位

「環境法政策を読む」有害使用済機器の規制 1

有害性：家電 4 品目、小型家電 28 品目の多くは、有害物質である鉛を含んでいる。

スクラップに関連した火災事故では使用済家電を含むケースが多くみられる。

2. 有害使用済機器の保管及び処分に関する基準

整備方針（案）

廃棄物の処理基準を基本とし、家電・小型家電の処理方法等も踏まえて規定してはどうか

具体的な規定（案）

- ・ 保管場所の要件（囲いの設置、掲示板の設置）
- ・ 保管場所からの飛散・流出・地下浸透防止（排水溝の設置や底面不透性素材の使用、保管高の制限）
- ・ 有害使用済機器と他の物の分別保管
- ・ 保管時の火災発生防止等
- ・ ねずみ及び害虫の発生防止
- ・ 処分の方法（飛散・流出防止、フロン回収等処分実態に応じて規定）
- ・ 処分施設の生活環境保全措置

※政省令やガイドライン等を組み合わせて規定

□ 有害使用済機器等の保管等に関する実態調査

1. バーズル法輸出入規制事前相談資料の調査
2. 保管ヤード実態に関する都道府県及び政令市へのアンケート調査
3. 保管ヤード実態に関する現地調査

【主な意見等】

- 定義は、有害性、例えば鉛含有、火災の発生源である、廃棄物でないものを想定している。
- 家庭排出に限定するべきではない。
- 有害性からみると、フロン、油も挙げられる。
- 運用可能な仕組みにする必要があるので、まずより有害と思われるところをターゲットとして優先順位を付けていかざるを得ない。
- 実態調査を実施し、雑品スクラップの全体像を把握し、管理するべきものを特定する。

■ 事業者における留意点

火災の発生や有害物質等の漏出等の生活環境保全上の支障が生じる事例があることから、本年 6 月法改正が行われ、政省令等の整備が進められている。これら機器等の輸出入に係る問題の解消をめざしたバーゼル法改正も並行して進められており、やはり政省令整備の段階にある。バーゼル法審議会による特定有害廃棄物等の範囲、再生利用等事業者等の認定制度等に関する議論の方向性との整合性が図られるものと考えられる。事業者として、内外の施策の動向を踏まえた、技術的な検討の場における議論の方向性に注視していく必要がある。